

活動の柱 6 きめ細やかな相談・支援の充実

現状と課題

地域には加齢や障がい、経済的困窮、孤立等で日常生活に不安を抱えた方々がたくさんおられます。住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支えあいの輪の中で暮らせることができる環境づくりと複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が展開できる総合相談及び生活支援のシステムを構築する必要があります。

取り組みの内容

地域での行事や関係機関・団体との協議の場、相談者への個別支援における調整など、住民のニーズを的確に把握するとともに、生活福祉資金や福祉金庫といった貸付事業のみで対応するのではなく、地域の中で相談者が生活する力を高めることができるような総合的な相談支援の展開を図ります。

① 地域での相談力向上

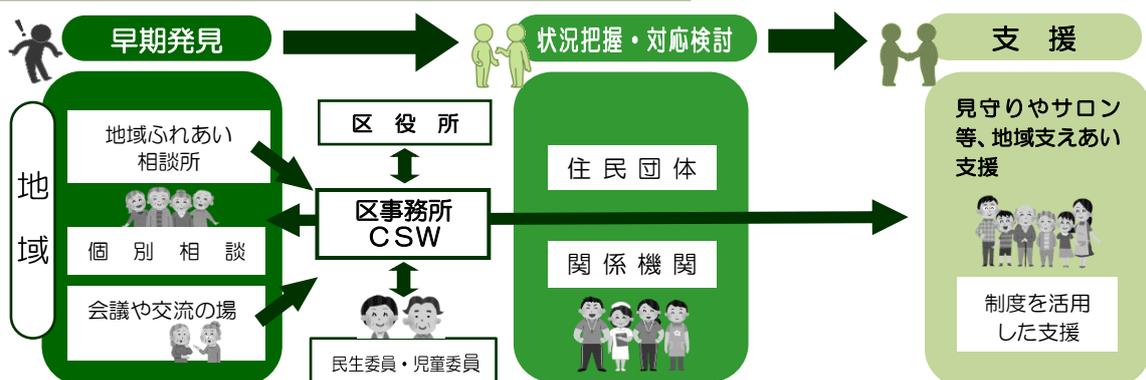
地域の中で困りごとを抱えた住民のSOSを身近な地域で素早くキャッチすることができるように、「心配ごと相談所」を住民により身近な地域サテライト型相談所として位置づけ、その機能の充実と拡充を図ります。

② CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の充実

本会の区事務所を総合相談の中核的拠点として位置づけ、その職員がCSWとして、地域の会議や行事等へ積極的なアウトリーチ（地域へ出向く）を展開することにより、社会的孤立や閉じこもり、福祉サービス支援拒否など制度の谷間に埋もれがちな方々の発見から、新しい社会資源の開発、具体的な支援サービスにつなげる活動を展開します。

総合調整力と対応力の向上を図るため、事例検討や研修などを通じたCSWのスキルアップを図ります。（図6参照）

図6 区事務所（CSW）による総合相談のイメージ



### ③ 伴走型支援の充実

総合相談での対応は、相談者本人への支援だけではなく、その本人を受け入れ、支える地域をつくるのが大切です。相談者の意見に耳を傾け、寄り添い、暮らす地域の状況や人のつながりなどの背景を分析しながら、本人と一緒に解決策を見つける「伴走型支援」を行い、民生委員・児童委員等の地域関係者と協働で、その人の地域関係を豊かにする環境づくりをすすめます。

### ④ ネットワークによる連携・協働体制の構築

民生委員・児童委員や地域包括支援センター等、関係者と連携を図り、地域の中で身近に相談できる体制を構築するとともに、日常生活圏域毎の生活課題やその背景を確実に把握・分析できるネットワークの構築を図りながら、関係者との情報共有化やサービスの提供、支援につながるアプローチを行います。

### ⑤ 地域包括支援センター（火の君）の機能強化

日常生活における課題を早期発見し、発見した課題を解決に導く調整と具体的な方向性を示すことができるような仕組みづくりを行います。更に、現在の制度や仕組みでは解決・対応できない課題等については、専門機関や校区社協等、地域関係者と協働で、新しい地域支援の取り組みを開発することにより、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生きがいをもって生活できるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築をめざします。（図7参照）

図7 地域包括支援センター業務の体系



### 具体的施策

事業名	事業概要
心配ごと相談所機能の充実	「心配ごと相談所」を区に1ヶ所設置し、住民により身近な相談所としての機能充実を図ります。
CSWの設置・充実	区事務所職員をCSW（コミュニティソーシャルワーカー）として位置づけ、総合調整力と対応力の向上を図りながら、伴走型支援を基本に総合相談を展開します。

## 活動の柱 7 サービス利用者を支援する体制づくり

### 現状と課題

地域福祉サービスの利用について、判断能力が十分でないため、自らの判断で適切なサービスを選べず、自分にあったサービスを利用できない場合があります。更に、高齢者や障がい者の財産を狙った悪質な事件も多くなっています。

特に、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、預貯金などの財産を管理したり、介護などの福祉サービス利用や施設入所に関する契約を結ぶ必要があっても、サービスを利用するための情報入手や理解、判断、意思表示を適切に行うことが困難な場合や自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法や訪問販売の被害にあう可能性が高くなります。

### 取り組みの内容

判断能力が不十分な方々の権利を守り、地域で安心・安全に暮らせる支援体制を構築するため、「日常生活自立支援事業」と「法人後見事業」の充実を図り、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるように、両事業が連動したトータル的な支援体制の構築をめざします。(図8参照)

図8 日常生活自立支援事業と法人後見事業の仕組み

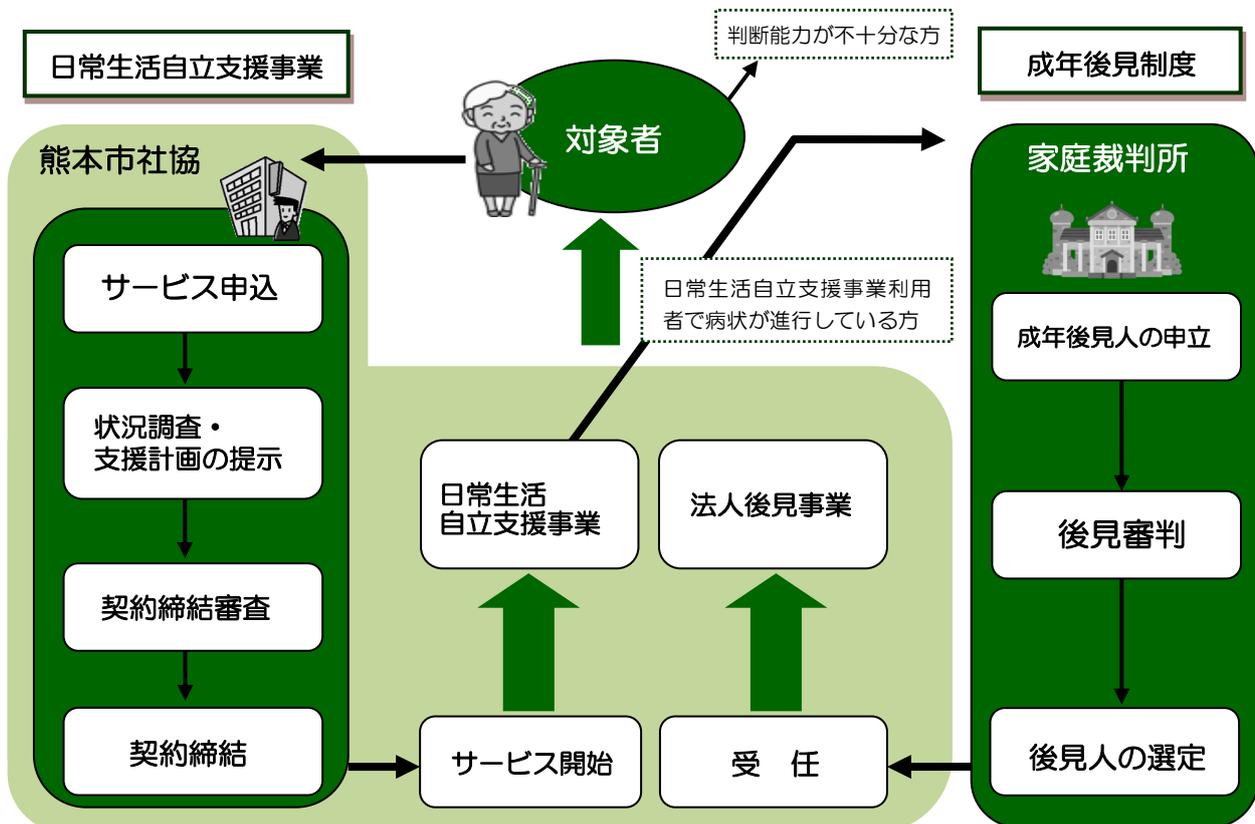


図8は、日常生活自立支援事業から、成年後見制度への利用移行を円滑に行えることを示したものです。対象者の状態により、必要なサービスを分けて、住み慣れた地域で安心して生活していけるように支援していくものです。

【参考】日常生活自立支援事業と法人後見事業（成年後見制度）

（１）日常生活自立支援事業とは？

判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者などの方々が、住み慣れた地域で安心して生活がおくれるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、生活上の問題を抱えた方への支援を行う事業です。

（２）法人後見事業（成年後見制度）とは？

認知症や知的障がい、精神障がい等によって、物事を判断する能力が十分でない方に対し、熊本市社会福祉協議会が後見人等となって、被後見人の権利を守る援助者となり、判断能力を補い、安心して日常生活がおくれるよう法律的に支援する事業です。

## 取り組みの内容

### ① 権利擁護の充実

日常生活自立支援事業で支援が難しくなった利用者には、引き続き、法人後見事業で対応することにより、判断能力が不十分な方から全くない方まで、長期的な支援活動を展開し、利用者がいつまでも安心して暮らせる環境づくりをめざします。

### ② 地域や関係機関との連携強化

法人後見事業は、利用者の地域での暮らしや生涯に広く、深く、長く関わるものです。利用者が暮らす地域の特性や社会資源の状況を踏まえ、行政や関係機関との合意形成を図りながら、地域の関係者みんなで考え、支援できる環境をつくりまします。

### ③ 市民後見人養成講座の実施と育成

判断能力が不十分な方の権利と財産を保護する成年後見制度の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を育成し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるような支援体制づくりをすすめます。

また、市民後見人制度が円滑に遂行できるよう、地域の関係団体を通じ、市民へ広く制度の周知徹底を図ります。

### ④ 相談・支援の充実

法人後見事業では、相談から支援まで幅広い対応能力が求められます。研修の充実や経験の蓄積により、相談支援の方法や成年後見制度についてのスキルアップを図ります。

## 活動の柱8 情報力の向上と活動支援のための基盤整備

### 現状と課題

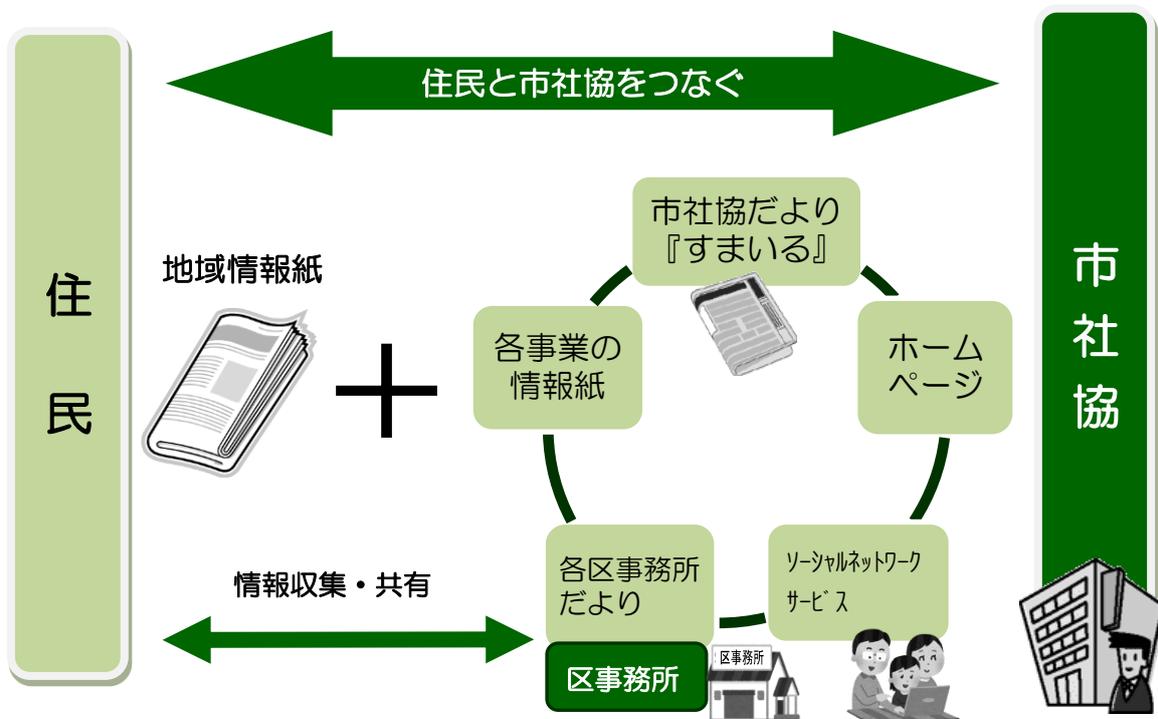
市民一人ひとりが福祉に対する関心を高め、地域福祉活動やボランティア活動への参加意欲を促すためには、そのきっかけとなる活動の内容や場の紹介といった情報提供をタイムリーに行うことが大切です。また、地域での実践者が活動上の問題・課題に直面したときに、解決を図る参考になるような情報内容の工夫を行い、地域福祉活動を下支えする側面も必要です。

### 取り組みの内容

#### ① 戦略的な広報活動の展開

年2回発行の市社協だより「すまいる」やホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、各事業における情報誌を活用した、幅の広い広報活動の展開をめざします。（図8参照）

図8 戦略的な広報活動のイメージ





## ② 各種広報活動との連携

市政番組をはじめ、様々なマスメディアへの働きかけを行い、地域福祉活動周知の拡大を図るとともに、校区社協や自治協議会等、地域情報紙による広報活動を把握・分析することにより、地域と一体的な情報戦略を展開します。

## ③ 活動支援のための基盤整備

熊本市社会福祉協議会本所が地域福祉を推進する「調整機関」として、区事務所が「推進機関」としての機能が発揮できるよう相互の連絡・調整を強化し、地域への情報提供や活動支援等を図りながら、市民から信頼され、顔の見える組織づくりをすすめます。

本計画を確実に実行するため、組織改編（3部・6課制）を行い、組織力と機動力を発揮した地域福祉の推進をめざします。（図9参照）

## ④ 安定した財源確保

本計画に基づく活動を、市民の皆様とともに推進していくためには、それを支える安定した財源が重要となります。本会が新たに策定した「財政基盤計画」（平成27年から5ヶ年計画）と連動させ、市民の皆様のご意見や思いを誠実に受け止め、本計画の理念である「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」の実現をめざし、職員一丸となって計画の実行に努めます。

### [財政基盤計画の骨子]

- ① 収益事業の開発
- ② 市社協会員制度の充実・強化（市民、法人、企業等との協働体制確立）
- ③ 法人運営に伴う安定した補助金の確保
- ④ 各部門毎の委託事業の強化

図9 熊本市社会福祉協議会組織図

